

## 勤務条件に関する措置の要求に関する規則

昭和53年1月24日  
中部地域消防組合公平委員会規則第5号

改正 平成3年3月1日 公平委規則第1号  
平成10年3月31日 公平委規則第1号

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務条件に関する措置の要求)

**第2条** 職員が法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求（以下「措置の要求」という。）をしようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が署名捺印して正副各1通を適切な資料とともに、公平委員会に提出しなければならない。

- (1) 措置の要求をしようとする職員の職及び所属部局並びにその氏名
- (2) 要求すべき措置
- (3) 措置の要求しようとする理由
- (4) 措置の要求しようとする職員又はその者の属する職員団体が要求すべき措置について、すでに当局と交渉（法第55条第4項の不満の表明及び意見の申出を含む、以下同じ。）を行つた場合には、その交渉経過の概要

(措置要求の調査等)

**第3条** 措置の要求書が提出されたときは、公平委員会は、その記載事項及び添付資料並びに要求すべき措置等について調査しなければならない。この場合において適当と認めるときは、公平委員会は、関係当事者に対し要求すべき措置について交渉を行うよう勧告するものとする。

(審査)

**第4条** 公平委員会は、事案審査のため必要があると認めるときは、措置の要求を行う職員（以下「要求者」という。）その他事案に関係がある者を喚問してその陳述

第4編 人事 (勤務条件に関する措置の要求に関する規則)

を求め、これ等の者に対し書類若しくはその写の提出を求め、その他事実調査を行うものとする。

(要求の取下)

**第5条** 要求者は、公平委員会が事案について判定を行うまでの間は、何時でも措置の要求の全部又は一部を取下げることができる。

(審査の打切)

**第6条** 公平委員会は、要求者の死亡、所在不明等に因り事案の審査を継続することができなくなつたと認める場合又は関係当事者における交渉による事案の解決、要求の事由の消滅等に因り事案の審査を継続する必要がなくなつたと認める場合においては、事案の審査を打切ることができる。

(判定)

**第7条** 公平委員会は、審査を終了したときは、速やかに判定を行い、これを書面に作成して要求者に送達しなければならない。

(勧告)

**第8条** 公平委員会は、判定の結果必要があると認める場合においては、当局に対し書面で必要な勧告をしなければならない。この場合においては、その書面の写を同時に要求者に送達するものとする。

(雑則)

**第9条** この規則に定めるものの外、措置の要求の審査の手續等に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

**付 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成3年3月1日公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

**付 則** (平成10年3月31日公平委規則第1号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

書式

勤務条件に関する措置の要求書

地方公務員法第46条の規定により、次のとおり勤務条件の措置の要求をします。

記

- 1 要求する措置
  
- 2 要求する理由
  
- 3 措置の要求をしようとする職員又はその者の属する職員団体が要求すべき措置についてすでに当局と交渉（法第55条第4項の不満の表明及び意見の申出を含む。）を行なった場合には、その交渉経過の概要

年 月 日

(所属部局)

(職) 氏 名

印

東近江行政組合公平委員会委員長殿